

(平成24年1月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認徳島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	2 件

## 徳島国民年金 事案672

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年9月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年9月から52年3月まで  
② 昭和53年9月から同年11月まで

申立期間①については、昭和51年9月に会社を退職してすぐに、A市区町村で国民健康保険と国民年金への加入手続を行い、保険料は同年12月9日にB市区町村への転出手続を行った際にA市区町村の窓口で納付した。

申立期間②については、C市区町村役場で転入手続を行った際に国民健康保険の加入手続及び国民年金の住所変更手続を行った。保険料は両親に預けていたので両親の国民年金保険料と一緒に納付してくれたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号を持つ被保険者の資格取得状況等から、昭和51年10月頃にA市区町村において払い出されたものと推認でき、同年9月に会社を退職してすぐに国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張と合致している。

また、申立期間①は7か月と短期間である上、申立人は、「納付書がA市区町村から郵送され、当該納付書に現金を添えて同役場内の収納窓口で納付した。」と主張しているところ、前述の国民年金手帳記号番号の払出しの状況から、申立期間①の国民年金保険料をA市区町村において、現年度納付することは可能であったことを踏まえると、申立人が申立期間①に係る保険料を納付していたものと見ても不自然ではない。

2 申立期間②について、C市区町村が作成した国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳では、申立人の当該期間に係る国民年金の被保険者記録は確認できないところ、オンライン記録における当該期間に係る被保険者記録は、平成8年7月15日に追加されたことが確認できることから、申立期間②当時において、当該期間は国民年金の未加入期間として取り扱われていたものと推認され、当該期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立人の両親に国民年金保険料を預けて納付を依頼していたと述べているが、申立人は保険料納付に直接関与しておらず、保険料納付を行ったとする申立人の両親も既に死亡していることから、保険料の納付状況は不明である。

このほか、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年9月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 徳島国民年金 事案673

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年4月から平成元年3月まで  
② 平成2年4月から3年3月まで  
③ 平成5年4月から7年3月まで  
④ 平成8年4月から9年3月まで  
⑤ 平成14年4月から18年6月まで  
⑥ 平成19年7月から21年6月まで

私は結婚後、夫と一緒に事業を営んでいるが、経営が思わしくないことから、昭和58年度から継続して国民年金保険料の申請免除を受けていたにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得できない。

調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②、③及び④について、当該申立期間に係る国民年金保険料の免除を受けるためには、A市区町村を窓口として社会保険事務所（当時）に対して、毎年、免除を申請し承認を受ける手続が必要となる  
ところ、申立人からは、免除申請を毎年継続して行っていたことをうかがわせる具体的な供述や関連資料（国民年金保険料免除申請書等）は得られない。

また、オンライン記録及びA市区町村の国民年金被保険者名簿において、申立期間①、②、③及び④はいずれも未納と記録されており、不自然に記録が訂正された形跡は無く、日本年金機構及びA市区町村へ照会したが、当時の国民年金保険料免除申請書、受付簿等の関連資料は保管されていないことなど、申立期間①、②、③及び④に係る保険料を免除されていたことをうかがわせる事情は確認できない。

2 申立期間⑤及び⑥については、A市区町村の国民年金保険料免除申請受付簿及び日本年金機構の国民年金保険料免除申請受付簿のいずれにおいても、申立期間⑤及び⑥に係る免除申請受付記録は確認できず、免除申請書等書類の中に、申立人の申立期間⑤及び⑥に係る関係書類は確認できない。

また、申立期間⑥については、i) 申立人提出の申立期間⑥直前の平成18年度分の「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」によれば、申立人は当該免除申請を行った際、次年度以降分の保険料について、免除の継続申請を希望する旨の記載が確認できるものの、配偶者の所得状況が未申告であったため、「継続不可」と判定されたことが確認できることから、19年度以降については新たに免除申請が必要となるところ、申立人からは、申立期間⑥に係る保険料の免除申請を行ったことをうかがわせる具体的供述は得られないこと、ii) オンライン記録の保険料納付督促の事跡記録によれば、申立期間⑥前後の平成18年度及び21年度については、申立人が、同年度に係る免除申請を行ったことが確認できるものの、申立期間⑥に係る免除申請等が行われた記録は確認できない上、国民年金推進員が申立人に対して、19年度について計4回、20年度について計2回の戸別訪問等による納付督促を行ったものの、いずれも申立人が不在や留守であった旨の記録が確認できることなど、申立期間⑥に係る国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

3 申立人の、全ての申立期間に係る国民年金保険料の免除申請事務は計12回に及び、これだけの回数の事務処理を複数の行政機関が続けて誤るとは考え難い。

また、オンライン記録等において、申立人とともに免除申請を行ったとする申立人の夫も、全ての申立期間について、申立人同様、未納の記録であることが確認できるなど、申立内容を裏付ける事情は見当たらない。

さらに、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の免除申請が行われたことを示す関連資料（免除承認通知書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 徳島国民年金 事案674

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年4月から平成元年3月まで  
② 平成2年4月から3年3月まで  
③ 平成5年4月から7年3月まで  
④ 平成8年4月から9年3月まで  
⑤ 平成14年4月から18年6月まで  
⑥ 平成18年7月から19年6月まで  
⑦ 平成19年7月から21年6月まで

私は結婚後、妻が営む事業所で働いているが、経営が思わしくないことから、ずっと継続して国民年金保険料の申請免除を受けていたにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得できない。

調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②、③及び④について、当該申立期間に係る国民年金保険料の免除を受けるためには、A市区町村を窓口として社会保険事務所（当時）に対して、毎年、免除を申請し承認を受ける手続が必要となるところ、申立人からは、免除申請を毎年継続して行っていたことをうかがわせる具体的な供述や関連資料（国民年金保険料免除申請書等）は得られない。

また、オンライン記録及びA市区町村の国民年金被保険者名簿において、申立期間①、②、③及び④はいずれも未納と記録されており、不自然に記録が訂正された形跡は無く、日本年金機構及びA市区町村へ照会したが、当時の国民年金保険料免除申請書、受付簿等の関連資料は保管されていないことなど、申立期間①、②、③及び④に係る保険料を免除

されていたことをうかがわせる事情は確認できない。

- 2 申立期間⑤、⑥及び⑦について、A市区町村の国民年金保険料免除申請受付簿及び日本年金機構の国民年金保険料免除申請受付簿のいずれにおいても、申立期間⑤、⑥及び⑦に係る免除申請受付記録は確認できず、免除申請書等書類の中に、申立人の申立期間⑤、⑥及び⑦に係る関係書類は確認できない。

また、オンライン記録の保険料納付督促の事跡記録等によれば、i) 申立期間⑥について、申立人の妻については、平成18年12月6日に国民年金推進員の戸別訪問による納付督促が行われ、19年5月31日に免除申請書の受理、同年6月28日に申請免除の受付処理が行われた旨の申立期間⑥の申請免除に係る一連の記録が確認できるものの、申立人においては、前述の推進員による戸別訪問の記録及び免除申請が行われたことをうかがわせる記録は確認できないこと、ii) 申立期間⑦については、国民年金推進員が申立人に対して、平成19年度について2回、20年度については2回の戸別訪問による納付督促を行ったものの、いずれも申立人が不在であった旨の記録が確認できる上、免除申請等が行われた記録は確認できないなど、申立期間⑥及び⑦に係る国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 申立人の、全ての申立期間に係る国民年金保険料の免除申請事務は計13回に及び、これだけの回数 of 事務処理を複数の行政機関が続けて誤るとは考え難い。

また、オンライン記録等において、申立人とともに免除申請を行ったとする申立人の妻も、申立期間⑥を除く全ての申立期間について未納の記録であることが確認できるなど、申立内容を裏付ける事情は見当たらない。

さらに、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の免除申請が行われたことを示す関連資料（免除承認通知書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 徳島国民年金 事案675

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から58年3月まで  
私が20歳になったとき、父親がA市区町村役場で私の国民年金加入手続を行い、以後、集金人を通じて申立期間の保険料を納付してくれた。未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

被保険者台帳管理簿によれば、社会保険事務所（当時）において、申立人の国民年金手帳記号番号に係る事務処理が昭和58年4月に行われたことが確認でき、この頃に申立人の国民年金加入手続が行われたものと推認できるところ、当該時点において、申立期間のうち、54年4月から55年12月までの保険料は時効により納付することはできず、申立人へ別の手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

また、前述の昭和58年4月時点において、申立期間のうち、56年1月から58年3月までの国民年金保険料については、遡って現年度及び過年度納付することは可能であったものの、申立人に係る国民年金加入手続等を行ったとする申立人の父親は、「当時、申立人の国民年金加入手続及び保険料の納付については、申立人の祖母が全て行っていた。」と供述している上、申立人の祖母は既に死亡していることから、申立内容を裏付ける供述等は得られない。

このほか、申立人の祖母等が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から44年3月までの期間及び54年4月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月から44年3月まで  
② 昭和54年4月から56年3月まで

申立期間①について、20歳到達時に母親が私の国民年金の加入手続を行い、以後の保険料を納付してくれたと聞いている。

申立期間②について、昭和54年4月から55年4月頃までは、A市区町村から送られてきた納付書（付加保険料を含む。）により、金融機関の窓口で納付していた。55年5月頃からは、私が経営する店の客であった金融機関の人に、毎月、納付書（付加保険料を含む。）と現金を預けて納付してもらっていた。

確かに納付したので、申立期間①及び②を納付済期間（ただし、申立期間②は、付加保険料を含む。）として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号を持つ被保険者の資格取得状況等から、昭和53年2月以降にB市区町村において払い出されたものと推認でき、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、当該時点において、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、申立期間①に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に参与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親に聴取しても、加入手続及び保険料の納付状況を記憶していないことから詳細は不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間①に係る国民年金保険料を納付した

- ことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 2 申立期間②について、申立人は金融機関の窓口及び金融機関の職員を通して、毎月、国民年金保険料を納付したとしているものの、申立期間②の前後1年間についてはそれぞれ過年度納付により一括納付しており、その主張と符合しない。
- また、申立期間②は24月にわたる上、二つの市町にまたがっており、二つの市町において、連続して事務処理上の不備が起こるとは考え難い。
- さらに、申立人が申立期間②に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 徳島国民年金 事案677

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から53年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から53年5月まで

昭和53年6月初旬にA市区町村に転居し、同市区町村役場で転入手続を行った際、住民課の職員に国民年金の加入手続もするように言われたので担当窓口へ行ったところ、国民年金の担当職員に過去の国民年金保険料が未納となっているので納付するようにと強い口調で言われた。後日、同役場内にあった銀行の窓口で国民年金保険料として約30万円を納付した。

申立期間が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号を持つ被保険者の資格取得状況及び国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、昭和61年5月1日以降にB市区町村において払い出されたものと推認できる。

また、申立人が所持する年金手帳、C市区町村が作成した国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、初めて国民年金の被保険者となった日は昭和61年4月12日（オンライン記録は平成9年2月17日付けで昭和61年4月11日に訂正）と記録されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が納付したとする国民年金保険料額（約30万円）は、申立期間の国民年金保険料額（4万8,660円）と大きく相違している上、申立期間直後の現年度保険料は納付した記憶は無いと供述するなど、その主張

は不自然である。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年9月から35年1月2日まで  
② 昭和36年9月1日から37年3月まで

私は、昭和32年9月にA事業所へ正社員として入社し、一旦、35年6月に退職したが、その後36年9月から37年3月までの期間において再び勤務した。

しかし、同社における厚生年金保険の被保険者記録が昭和35年1月2日から同年7月1日までの期間しか確認できない。

両申立期間について、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述等から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立期間①及び②当時、A事業所において勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、申立事業所へ照会したところ、申立期間①及び②当時の賃金台帳等は保管されておらず、「当時、全社員を厚生年金保険に加入させていたか否かも不明である。」と回答するなど、申立人の勤務期間、勤務形態及び給与からの厚生年金保険料控除について確認できる関連資料等は得られない。

また、申立人は、「私は、最初の勤務時（申立期間①）に給与事務を担当していたが、社員全員の給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と主張しているところ、申立人が記憶する同僚を含めて、申立期間①又は②当時において、申立事業所で勤務していたと主張する同僚や申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚等に照会した結果、i) 申立人の前任者であったと推認される同僚は、「申立人とは、仕事の引き継ぎのため、少し

の期間一緒に勤務していたが、私が勤務していた当時は、私を含め、社員は厚生年金保険に加入していなかったと思う。少なくとも、私は加入していなかった。私は、給与事務も担当していたが、給与から厚生年金保険料を控除していたという覚えも無い。」と供述していること、ii) 複数の同僚が、「当時、申立事業所では、厚生年金保険に加入するか否かは本人の自由であったため、加入していない人もいた。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿において、これら同僚が記憶する自身の勤務期間のうち、厚生年金保険の被保険者記録の無い期間が確認できることなどから判断すると、申立期間①及び②当時、申立事業所では、必ずしも全ての社員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえるとともに、必ずしも全ての社員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況もうかがえる。

さらに、申立事業所に係る前述の被保険者名簿において、申立人の氏名が確認できるのは、健康保険番号\*番（昭和35年1月2日資格取得、35年7月1日資格喪失）のみであり、当該番号における厚生年金保険の被保険者記録は、オンライン記録とも一致している上、資格取得日及び資格喪失日が訂正されたなど不自然な形跡も認められない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年11月28日から63年1月27日まで  
② 昭和63年3月6日から同年3月25日まで  
③ 平成2年9月1日から同年12月1日まで

私は、当時、A職員を目指し補助職員として、B都道府県内の事業所で勤務したが、C事業所で勤務した申立期間①及び②、並びにD事業所で勤務した申立期間③について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得いかない。

E事業所が発行した全ての申立期間に係る辞令書もあり、勤務していたことは間違いのないため、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する辞令書、E事業所が保管する期限付補助職員に係る辞令簿及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間①においてC事業所で補助職員として勤務したこと、及び申立期間③においてD事業所で補助職員として勤務したことが確認でき、前述の辞令書及び辞令簿から、申立人が申立期間②においてC事業所で補助職員として勤務していたことは確認できる。

しかし、E事業所は、「全ての申立期間当時、採用ごとの辞令が2か月を超えた場合、健康保険と厚生年金保険に加入させていた。雇用保険の被保険者記録が確認できる申立期間①及び③については、採用ごとの辞令が2か月を超えないため、厚生年金保険には加入させていない。」としている上、厚生年金保険法第12条では、「次の各号のいずれかに該当する者は、第9条及び第10条第1項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としな

い者について、「臨時に使用される者であって、2月以内の期間を定めて使用される者」と規定されているところ、前述の辞令書及び辞令簿によれば、全ての申立期間において、申立人はいずれも2か月以内の期間を定めて任用された者であったことが確認できる。

また、申立人が記憶する同僚に照会しても、申立人が事業主により、給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述等は得られない。

さらに、申立事業所に係るオンライン記録において、健康保険番号4397番（資格取得日は昭和62年11月1日）から健康保険番号4667番（資格取得日は昭和63年4月8日）までの記録及び健康保険番号6299番（資格取得日は平成2年7月18日）から健康保険番号6438番（資格取得日は平成2年12月2日）までの記録に、申立人の氏名等は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立人の全ての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。